

(別添1)

改正後	改正前
<p>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第53条の2第1項により、都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関（以下「登録機関」という。）として登録を受ける者がいないときその他必要があると認めるときは、特別特定機械等（ボイラー（小型ボイラーを除く。以下同じ。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。以下同じ。）に係る製造時等検査（以下「検査」という。）の業務の全部又は一部を自ら行うことができることとされており、都道府県労働局長が検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、法第112条の2第1項第6号等に基づき、必要な事項を官報で告示しなければならないこととされている。</p> <p><u>今般、平成30年度に検査の業務の全部又は一部を自ら行う都道府県労働局長の名称や当該検査の業務の範囲及び期間等について告示されたところである。</u></p> <p>各都道府県労働局長におかれては、<u>下記事項について周知徹底を図るとともに、検査の業務に遺漏なきを期されたい。</u></p>	<p>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第53条の2第1項により、都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関（以下「登録機関」という。）として登録を受ける者がいないときその他必要があると認めるときは、特別特定機械等（ボイラー（小型ボイラーを除く。以下同じ。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。以下同じ。）に係る製造時等検査（以下「検査」という。）の業務の全部又は一部を自ら行うことができることとされており、都道府県労働局長が検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、法第112条の2第1項第6号等に基づき、必要な事項を官報で告示しなければならないこととされている。</p> <p><u>本日、厚生労働省告示第70号（以下「公示告示」という。）において、平成29年度に検査の業務の全部又は一部を自ら行う都道府県労働局長の名称やその当該検査の業務の範囲及び期間等について告示されたところであるが、平成29年度中に、順次、8府県の都道府県労働局長について、自ら行っていた検査の業務の全部又は一部を行わないものとする</u> <u>こととしている。</u></p> <p><u>ついては、各都道府県労働局長におかれては、下記事項に留意の上、関係事業者に公示告示の内容等について周知徹底</u></p>

記

1 趣旨及び概要

従来、多くの都道府県において登録機関が存在しないこと、また、登録機関である事務所の実施体制が十分でなかったことから、一部の都道府県労働局長が検査の業務の全部を自ら行ってきたところである。

今般、下記2(1)の都道府県労働局長の管内において、登録機関のみによる検査の業務を実施できる体制が確保できたため、順次、これらの都道府県労働局長（以下「該当労働局長」）が自ら行っていた検査の業務の全部又は一部を行わないものとする。

2 都道府県労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲、期日等

(1) 該当労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲及び期日（以下「停止期日」という。）は、それぞれ、次に示すとおりであること。

を図るとともに、検査の業務に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨及び概要

平成28年度においては、登録機関として14ヶ所の事務所（13都道府県）の登録があるが、多くの都道府県において登録機関が存在しないこと、また、登録機関である事務所の実施体制が十分でなかったことから、登録機関の制度が施行された平成24年度から平成28年度まで、全ての都道府県労働局長が検査の業務の全部を自ら行ってきたところである。

今般、一部の府県（宮城県、埼玉県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）について、登録機関のみによる検査の業務を実施できる体制が確保できたため、平成29年度中に、順次、これらの府県の都道府県労働局長（以下「該当労働局長」）が自ら行っていた検査の業務の全部又は一部を行わないものとする。

2 都道府県労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲、期日等

(1) 該当労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲及び期日（以下「停止期日」という。）は、それぞれ、次に示すとおりであること。

ア ボイラー及び第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

岐阜労働局：平成 30 年 7 月 1 日

愛知労働局：平成 30 年 7 月 1 日

三重労働局：平成 31 年 1 月 1 日

滋賀労働局：平成 29 年 10 月 1 日

京都労働局：平成 29 年 7 月 1 日

大阪労働局：平成 29 年 4 月 1 日

兵庫労働局：平成 30 年 1 月 1 日

奈良労働局：平成 29 年 4 月 1 日

和歌山労働局：平成 29 年 4 月 1 日

イ 第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

北海道労働局：平成 30 年 4 月 1 日

宮城労働局：平成 29 年 4 月 1 日

埼玉労働局：平成 29 年 10 月 1 日

長野労働局：平成 30 年 4 月 1 日

静岡労働局：平成 30 年 4 月 1 日

広島労働局：平成 30 年 4 月 1 日

福岡労働局：平成 30 年 4 月 1 日

<以下略>

ア ボイラー及び第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

滋賀労働局：平成 29 年 10 月 1 日

京都労働局：平成 29 年 7 月 1 日

大阪労働局：平成 29 年 4 月 1 日

兵庫労働局：平成 30 年 1 月 1 日

奈良労働局：平成 29 年 4 月 1 日

和歌山労働局：平成 29 年 4 月 1 日

イ 第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

宮城労働局：平成 29 年 4 月 1 日

埼玉労働局：平成 29 年 10 月 1 日

<以下略>